

企業立地促進に係る地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん制度の充実について

《重点要望項目》

【提案・要望先】 総務省・経済産業省

～提案・要望事項～

- 企業立地促進に係る地方税の不均一課税に伴う減収額について、普通交付税の基準財政収入額に反映させること。

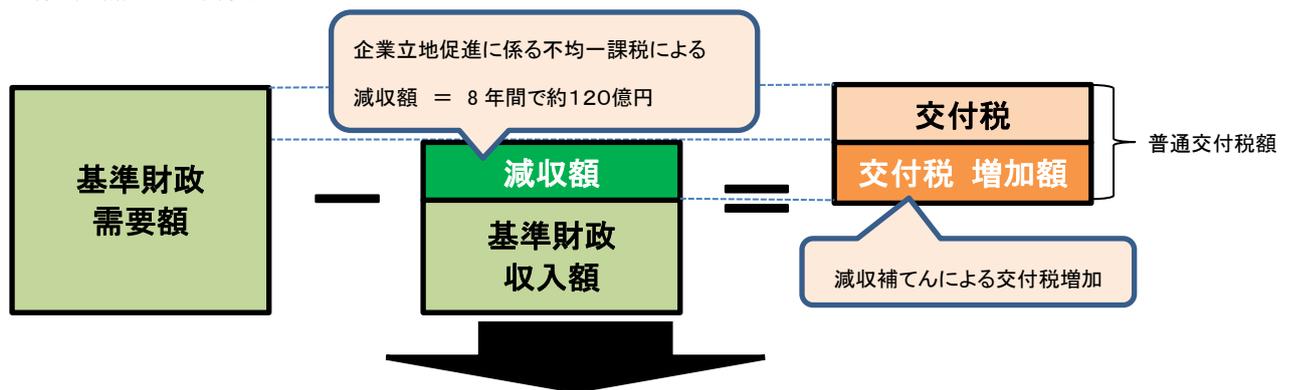
【現状と課題】

- 国内企業は、少子高齢化や人口減少等により国内市場が縮小傾向にある中、アジア等新興国の旺盛な成長力を取り込むべく、積極的な海外展開を進めてきた。
- 本市は、国内の景気拡大や貿易額の増加に資する取組として、大阪府と連携し、企業の投資額に応じた地方税の不均一課税による税込軽減を中心とした、企業立地促進策を実施している。
- また、本市の基幹産業であるものづくりの持続的な発展に向けて、平成26年度末で期限を迎えた「堺市企業立地促進条例」を改正し、平成27年度から「堺市ものづくり投資促進条例（5年間の時限条例）」を施行。
- しかしながら、企業立地促進に係る地方税の不均一課税に伴う減収額は、現行の地方交付税制度では、本市の普通交付税に反映されず、本市財政に大きな影響を及ぼしている。

◆これまでの企業立地計画の認定実績（平成17年12月～平成27年3月）

○認定件数	88件
○総投資見込額	約9,650億円
○雇用見込数（うち市内居住者数）	5,640人（約1,720人）

◆減収補てん制度のイメージ



本市の企業立地の促進に向け、減収額の基準財政収入額への反映が必要！

【本件に関する連絡先】

財政局 財政課長 竹下 泰夫 (TEL:072-228-7471)
産業振興局 産業政策課長 大成 史朗 (TEL:072-228-7629)